

第 513 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 3 時 10 分～午後 4 時 10 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：【出席 15 名】

公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、杉田委員、玉川委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、
川口室長補佐、富田賃金係員

4 議 事

- (1) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (2) その他

5 資 料

- (1) 次第
- (2) 名簿
- (3) 配付資料

6 議事内容

○岡崎会長

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから第 513 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日は、傍聴人が 3 名いらっしゃることを報告します。
議事に入る前に、福井労働局長から御挨拶をお願いします

○石川労働局長

委員の皆様方には、大変お疲れ様です。

また、専門部会の委員の皆様方におかれましては、福井県最低賃金の改正決定につきまして、これまで 5 回にわたる慎重かつ丁寧な御審議を賜り、ありがとうございます。大変厳しい審議状況にあると承知しておりますが、引き続きよろしく願い申し上げます。

そのような中ではございますが、本日の審議会におきましては、特定最低賃金 4 業種の改正決定の必要性について諮問させていただきますので、年内の発効に向け、何とぞ御議論のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○岡崎会長

ありがとうございました。

では、定足数の確認をさせていただきます。事務局お願いします。

○川口室長補佐

本日の審議会については、全員の出席をいただいております。

よって、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○岡崎会長

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議題（１）の「令和６年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」から入ります。

事務局より、御説明をお願いします。

○木村賃金室長

ここで、福井労働局長から福井地方最低賃金審議会会長に対し、令和６年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をいたします。

岡崎会長、石川局長、会場中央までお願いします。

（労働局長から、審議会会長あてに諮問文を手交）

○石川労働局長

令和６年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をいたします。

○岡崎会長

それでは、事務局にて諮問文を朗読して下さい。

○木村賃金室長

それでは、本日はお手元に４部構成の資料を御用意しております。

諮問文を御確認いただきますので、第５１３回第１－１頁の諮問文の写しを御覧ください。

令和６年８月５日付けの諮問です。福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和６年７月２２日付けをもって申出代表者ＵＡゼンセン福井県支部長様から、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第１項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第２１条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

別添につきましても、労働組合の企業名等が入っておりますことから、参考資料に入れさせていただきます。

第５１３回参考－３頁が「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業」の申出のあった労働組合の時間換算額、参考－４頁以降については、申出書の写しになっていま

す。

次に、第 513 回第 1 - 5 頁を御覧ください。福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問です。

こちらについては、申出代表者 J AM北陸執行委員長様から、申出がありましたので諮問となります。内容については省略します。

同じく第 513 回第 1 - 9 頁を御覧ください。略称で申し上げますが、福井県の電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について、電機連合福井地方協議会議長様から申し出がございましたので、諮問します。内容については、同文について省略します。

第 513 回第 1 - 13 頁です。こちらは、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問です。申出代表者 U Aゼンセン福井県支部長様から頂いたものです。内容は、同文につき、省略します。

諮問文については以上です。

○岡崎会長

では、諮問に当たっての、福井県特定最低賃金の申出書および申出書に対する審査状況について、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

それでは、第 513 回第 1 - 2 頁を御覧ください。繊維業の申出書の審査票を入れています。

申出ケースは、労働協約ケースです。審議事項は、(1) 記載の定量的要件、その書類の内容、最低賃金引上げに関する合意についてです。

「3 審査事項(1)①」について、適用される労働協約ケースについては、「賃金の最低額を異にする 2 以上の労働協約」ということから、これらの賃金の最も低い額をもって最低額とみなすという取扱いをさせていただきます。

定量的要件については、(1) の②、適用労働者数が 5,475 名に対して、申出書記載の労働協約適用労働者数は 1,978 名で、その割合は 36.1%となっております。

それぞれの組合から代表者様への委任状、各労働組合の決議書がついており、意思の確認ができることとなっております。その結果、参考資料に付けた表のとおり、労働協約としては、繊維業については 1,022 円が最低額となっております。第 513 回参考 - 3 頁を御覧いただきますと、横表に賃金の最低額※ 2 のとおりです。

第 513 回第 1 - 6 頁を御覧ください。福井県繊維機械、金属加工機械製造業の審査票です。こちらも申出としましては、労働協約ケースです。②定量的要件は、適用労働者数 1,624 名、申出書記載の労働協約適用労働者数 795 名となっております。申出のありました 4 組合のうち 2 組合については、協約の関係から除いております。労働協約締結の 2 組合を合算して 795 名としています。その割合は、49.0%となっております。第 513 回参考 - 27 頁は、4 組合の最低額を計算した横表を入れています。最低額が定められておりました 2 組合のうち、低い方が 1,182 円で、労働協約の最低額となるものです。

次に、略称で、電気機械器具製造業についてです。第 513 回第 1 - 10 頁を御覧ください。こちらも労働協約ケースです。申し出があったのは 7 組合。適用労働者数は 10,399 名、申出書記載の労働協約適用労働者数は 7,077 名となり、68.1%の割合とな

ります。第 513 回参考－41 頁を御覧ください。賃金の最低額については 993 円となります。

次に、百貨店, 総合スーパーに移ります。第 513 回第 1－14 頁を御覧ください。申出については、労働協約ケースです。申出は 3 組合、適用労働者数は 1,731 名、申出書記載の労働協約適用労働者数は 518 名で、割合は 29.9%となります。こちらについては、概ね 3 分の 1 ということで認めているところです。第 513 回参考－57 頁を御覧ください。労働協約の最低額は、1,098 円となります。以上、審査状況の御説明です。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はありませんでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○木村賃金室長

よろしければ、審議日程について御説明いたします。

○岡崎会長

お願いします。

○木村賃金室長

審議日程について、御説明します。

第 513 回参考－1 頁を御覧ください。本日が諮問となります。

次は、第 515 回と記載されている日程、8 月 27 日の午前 10 時～、必要性の審議の 2 業種について審議を行いたいと思います。

次の第 516 回と記載されている会議については、9 月 10 日で考えております。その必要性の審議の結審が延びるようでしたら、9 月 11 日を予定させていただいております。

必要性審議の順番は、例年、繊維業と機械製造業を先に審議させていただいておりますので、今年も 8 月 27 日に審議させていただきたいと思います。必要性審議の 2 回目は 9 月 10 日となり、電気機械器具製造業と百貨店, 総合スーパーについて審議させていただきたいと思います。

必要性審議の採決から結審については、4 業種ともに、2 回目の 9 月 10 日に採決をさせていただきたいと思います。審議が続くようであれば、9 月 11 日の予備日にさせていただきます。いずれの場所も、春山合同庁舎 1 階第 1 共用会議室で開催となります。

仮に、必要性が認められた場合の専門部会の設置、審議日程は参考として記載させていただきました。

必要性が認められますと、専門部会委員を、公示により、推薦を受付けさせていただくなどして行ってまいります。10 月 7 日～16 日の間、専門部会を開催してまいります。

審議会日程に戻り、第 517 回で予定されている 10 月 16 日については、特定最低賃金の答申をいただきたいということで設定させていただいているところです。

また、答申をいただいたことによる異議審については、所要の公示を経まして、11

月7日を予定しているところです。説明は以上です。

○岡崎会長

ただいまの日程の説明を踏まえ、事務局からの説明について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

事務局より御説明のとおり、必要性審議については、2日間に分けて実施することとしております。

その際には、使用者側委員におかれましては、地域の使用者の代表として地域実情等を御説明いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、労働者側委員におかれましては、労働協約当事者として、労働者側の意見だけでなく、労働協約当事者である使用者との間で協定締結時に、どのような話合いが行われ、特に賃金水準や賃金支払能力については、どのようなお考えをお持ちなのか説明していただけるよう、御準備をお願いしたいと思います。

特に、先に審議する繊維業の最低賃金、機械製造業の最低賃金につきましては、準備する期間が短いですが、よろしくお願いいたします。

この点についてもよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○岡崎会長

特に、御異議ないようですので、議題2「その他」に移ります。
委員の方で、何かございませんでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

特にないようですので、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○川口賃金室長補佐

はい。特定最低賃金改正に係る最低賃金基礎調査結果を説明します。

調査の概要を御覧ください。第513回第2-1頁です。

こちらにつきましては、県最低賃金の基礎調査と同じ内容です。

特定最低賃金につきましては、4業種、373事業所に依頼し、247件回答を得ました。

第513回第2-2頁の資料は、4業種の調査依頼数及び集計事業場数です。

続きまして、第513回第2-3頁の資料は、4業種の未満率の表となっております。

ここで、繊維の未満率は、4.3%となっております。昨年度は4.07%でした。本年において繊維の低賃金労働者には、減額特例許可対象労働者はありませんでした。本年度の低賃金労働者の標本数は59件でした。

地域別最低賃金の審議に際しても、お話ししましたが、賃金形態が月給のものについては、本来最低賃金と比較する場合には、月給を一月の所定労働時間で除することとなりますが、この調査においては、6月の所定労働日数で除しておりますので、低賃金労働者になる方がいました。

第513回第2-4頁の資料は、4業種の賃金特性値の表となっております。

次に、第513回第2-5頁の資料は、暦年の賃金特性値の推移です。

第513回第2-6頁以降の資料は、4業種の影響率の一覧表となっております。

第513回第2-6頁は繊維、第513回第2-12頁は機械、第513回第2-18頁は、電気、第513回第2-24頁は百貨店、総合スーパーです。

第513回第2-30頁の資料は、県最低賃金の基礎調査結果に添付したものと同一資料です。

続きまして、第513回第2-34頁の表は特定最低賃金の区分のみ一覧になった表です。

第513回第2-35頁は、地域別最低賃金と同じ調査票です。

第513回第2-36頁は、特定最低賃金の適用労働者数の表です。

続いて、第513回第2-37頁から、総括表(1)規模別、年齢別に4業種をまとめています。第513回第2-61頁の総括表(2)は、男女別、年齢別に、4業種をまとめています。

以上、今後の御審議の中で使用していただく資料となっております。

よろしくお願ひいたします。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明について、御意見や御質問はありませんでしょうか。

○山笠委員

第513回第2-36頁の適用労働者数についてですが、百貨店、総合スーパーの適用労働者数が大きく増えているのはどういう理由でしょうか。

○木村賃金室長

第513回第2-36頁については、3月審議会時に示したものを改めて資料に入れているものです。経済センサス活動調査のフレームの入替えがあり、変わっているため増えていると考えられます。

○岡崎会長

ほかに何かございませんでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

よろしいでしょうか。御質問などもございませんのです、「その他」については以上とさせていただきます。

○木村賃金室長

事務局から追加説明がございます。

ただいま、川口から説明しました基礎調査の結果について、年別の推移を賃金特性値として入れさせていただいた表を付けております。昨年も、必要性審議の時にお示ししているものでございます。

第513回第3-1頁を御覧ください。

こちらに、第1・十分位数というものがございます。労働者一人一人の票本を賃金額の低い方から並べ、全体の10分の1のところ当たる、その金額を第1・十分位数という言い方をいたします。低い方から並べ、20分の1のものを第1・二十分位数という言い方もいたします。今回は第1・十分位数をそれぞれ比べたということでございます。

こうしたことにより、地域別最低賃金と特定最低賃金の産業別の賃金特性について優位性が出ているかどうかを御覧いただけるものとなっております。

令和6年の第1・十分位数の地域別最低賃金の調査対象の産業を、全ての産業を集計いたしますと940円ですが、繊維業については941円、機械については1,060円、電気については940円、百貨店、総合スーパーについては980円ということがお分かりいただけると思います。この地域別最低賃金940円に対して、繊維の941円で割った割合、100とした場合の割合は100.1という見方となります。

機械につきましては、940と1,060を比べますと112.8という割合となる、そういう見方でございます。これを1頁めくりいただきますと、グラフ化したものとなります。その年、その年の地域別最低賃金の第1・十分位数を100とした場合に、4業種でどういう数になっているのかということを経線グラフで表しているものでございます。

第513回第3-3頁からは、第1・十分位数だけではなく、賃金特性として集計することができます平均賃金、中位数、第1・四分位数、第1・十分位数、それから第1・二十分位数、それぞれの値に対して、どの割合にあるのかを示すために作ったものでございます。

第513回第3-3頁を見ていただきますと、令和6年繊維業のところでは、平均賃金1,373円が地域別最低賃金調査対象産業の平均となっております。それに対しまして、右側を確認していただきますと、繊維の特定産業ということで、平均賃金が1,381円となっております。1,373円に対して1,381円が100.6となるような数字の見方となっております。4業種それぞれに、10年分の推移を入れてございますので、それが第3-4頁、5頁、6頁まで続いてまいります。

これを棒グラフと線グラフで表したのが、第513回第3-7頁です。棒グラフと線グラフに分かれます。スケールは横のスケールでございます。これは賃金額の円を表しているものです。10年分でございますが、線グラフの青い実線につきましては、地域別最低賃金調査対象産業の中位数を表しております。それから緑色の点線は、地域別最低賃金の第1・十分位数の数字を表しております。

今ほど第3-7頁を見ていただいておりますが、こちらは繊維業の特性値です。棒グラフの方は、同じく繊維業の中位数を表しました青色の棒グラフということで、1,282という値が入ってございます。

緑色につきましては、第1・十分位数の値となっております。過去10年間の推移で、中位数と第1・十分位数の中で突出しているようなところがあれば、これは優位性がほかよりも出ているという見方で見ていただくこともできます。

また、当該産業での中位数と第1・十分位数の棒グラフの開きが大きいような場合には、賃金特性が開いているということともなりますので、低廉な労働者の程度を見ていただくこともできるのではないかと考えています。

第3-8頁は、機械器具製造業の特性をグラフ化したものです。

第3-9頁は、電気業です。

第3-10頁は、百貨店, 総合スーパーです。第3-10頁の百貨店, 総合スーパーを見ていただきますと、青色の点線の地域別最低賃金の第1・十分位数と棒グラフの方は大体980という近いところにあるのですが、上の中位数については、優位性がなくなっております。これは、百貨店, 総合スーパーの構成がパートタイム労働者の方が多いという事情があるかと思えます。昨年そういった御指摘を審議会でもいただいているかと思えます。

第3-11頁は、パートのみという括りで集計をしたものです。それぞれ地賃のパートのみ、それから百貨店, 総合スーパーのパートのみを比べた時の優位性を表しているものでございます。

第3-12頁につきましては、これをパートタイム労働者だけで可視化したものです。中位数は、灰色の棒グラフが上に上がってくるということをお分かりいただけるのではないかと、思えます。

賃金特性の説明は、以上です。

○岡崎会長

ただいま御説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題は以上にさせていただきますして、事務局から、次回の御案内をお願いします。

○木村賃金室長

では、次回の御案内です。8月9日(金)につきましては、地域別最低賃金の審議となります。専門部会委員の皆様におかれましては午後1時30分からとなります。それから本審の皆様につきましては、午後3時から審議会を開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎会長

それでは、本日の審議会は、閉会とさせていただきます。

〈閉会〉